

府 共 第 3 3 8 号
令和 2 年 6 月 1 1 日

都道府県知事 殿

性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議議長
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
橋 本 聖 子
（ 公 印 省 略 ）

性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定について

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじり、心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであり、その根絶は待ったなしの課題です。

そのため、政府においては、令和 2 年 4 月より、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）を議長として、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省の局長級を構成員とする「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」を開催し、本日、別添のとおり、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（以下「方針」という。）を決定いたしました。

この方針においては、令和 2 年度から 4 年度までの 3 年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討はもとより、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化に取り組むこととしております。

性暴力の根絶や被害者支援のためには、各地方公共団体における取組も非常に重要です。各都道府県におかれましても、対策の強化にご尽力いただきますよう、よろしくお願いいたします。